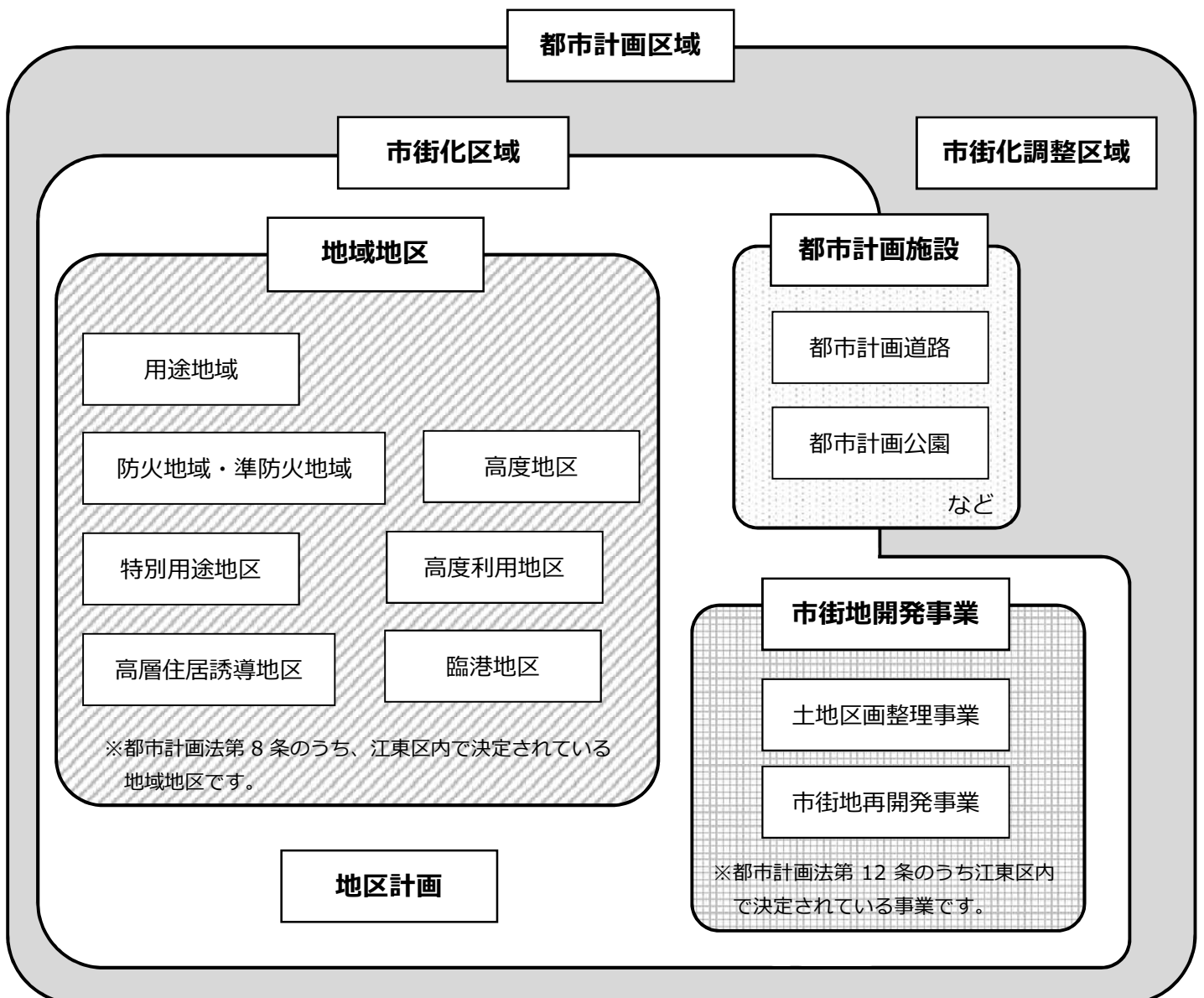


よくあるご質問 Q：都市計画はありますか？

A：江東区では下記のように、すべてを「都市計画」で定めています。



※都市計画を体系的に説明しているものではありません。

- ・江東区では、地区計画区域・高度利用地区以外で「敷地面積の最低限度」、「絶対高さ制限」は定められていません
- ・江東区内に、駐車場整備地区の指定はありません。

得 情報

- ※「都市計画」は「都市計画法」によって定められているものです。
- ※「道路・隣地斜線制限」、「道路幅員による容積率制限」は「建築基準法」による制限です。エリアで定められているものではありません。
- ※「建ぺい率の緩和」は「建築基準法」による緩和です。エリアで定められているものではありません。